

♡ 要点まとめ（第26回\_地域福祉の理論と方法） ♡

●キホンのキ：社会福祉法 国試ナビ（社2023）P.81~85/（社2024）P.83~87

⇒字が多いし大変だけど、この科目では柱となる法律なの…☹️

1951年 社会福祉事業法として制定

2000年 改正…新自由主義的思想（規制緩和、市場原理）が反映

・名称変更（社会福祉事業法⇒社会福祉法）

・「地域福祉の推進」が条文化

・措置から契約へ

⇒利用者は事業所を選択する立場、事業所は利用者を選択される立場に

⇒福祉サービスを商品とした市場のようなもの（準市場）を作り出す

⇒市場原理が働いて、悪い商品（サービス）は排除され、良い商品（サービス）だけが生き残り、さらに競争原理が働いて商品（サービス）が良いものになっていくだろう…という想定

「措置から契約」に付随して…

・福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護制度）の制度化

⇒事業所を選択する能力が制限されている人へのサポート

・福祉サービス利用者からの苦情を解決する仕組みの整備（経営者の責務、都道府県社協への運営適正化委員会の設置）

⇒利用者と事業者が対等な関係を築けるように（利用者を事業者よりも弱い存在にしないために）

・サービスの質の向上（事業者の自己評価、事業運営の透明性の確保（＝情報開示））

⇒利用者がきちんと情報を得て、良いサービスを選択できるように

・社会福祉事業の充実（事業範囲の拡大、社会福祉法人の設立要件緩和）

⇒数が多い方が競争原理が強く働き、より良い商品（サービス）が生まれるだろう

「我が事・丸ごと」とか言い始めた頃…

2017年 改正…社会福祉法人改革！

①事業運営の透明性の向上

⇒国民全員に対して、定款、賃借対照表、収支計算書、役員報酬などをホームページ上で公表

②財務規律の強化（適正かつ公正な支出管理）

⇒関係者などに対し特別の利益を与えてはならない！

③地域における公益的な取組を実施する責務

⇒市場での供給が望めないサービス（既存の制度にないサービスなど）を無料又は低額で提供することを、“社会福祉法人の責務”とした

④行政の関与の在り方

⇒所轄庁による指導監督機能の強化（罰則のある規定の整備など）

認可等に関する権限の一部移譲（地方厚生局から都道府県へ、都道府県から指定都市へ…）





☞社会福祉法に関連しているのは1と5

2020年 改正…**地域共生社会の実現!** ←関係する4つの法律（介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法）を同時に改正  
⇒市町村は**重層的支援体制整備事業**を実施することができる

#### 第4条（地域福祉の推進）

地域福祉の推進は、**地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して**行われなければならない。

2 **地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。**

3 **地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。**

#### 第5条（福祉サービスの提供の原則）

**社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。**

#### 第6条（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

**国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。**

2 **国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。**

#### 第4～6条をまとめると…

- ◇ 地域福祉を推進する主体…地域住民等（住民、福祉事業経営者、福祉に関する活動を行う者）
- ◇ **地域住民等は、地域生活課題を把握し、関係機関と一緒にその解決にチャレンジ**がバロ
- ◇ **国と地方公共団体は、福祉サービス提供の体制確保、利用推進などで後方支援**がバロ

### 第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、（…中略…）地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

2 厚生労働大臣は、重層的支援体制整備事業をはじめとする様々な施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

### 第106条の4（重層的支援体制整備事業） 国試ナビ（社2023）P.84/（社2024）P.86🔍

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、（…中略…）重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 重層的支援体制整備事業とは、様々な事業を一体的に実施して、地域生活課題を抱える地域住民への支援体制と、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を整備する事業。

[①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくり支援 etc…基本的になんでも含まれると理解してOK👍]

### 第106条の5（重層的支援体制整備事業実施計画）

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、（…中略…）その提供体制等に関する事項を定める計画を策定するよう努める。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定または変更するとき、地域住民や関係機関等の意見を適切に反映するよう努める。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、その他諸々の行政計画に規定されている地域福祉の推進に関する事項と調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定または変更したとき、遅滞なく公表するよう努める。

5 重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### 🌟社会福祉連携推進法人制度⇒国試ナビ（社2023）P.85/（社2024）P.87🔍

#### ●社会福祉法人が行う事業（問題36、38）国試ナビ（社2023）P.250~/（社2024）P.256~🔍

⇒①社会福祉事業：国試ナビ（社2023）P.83/（社2024）P.85を要チェック👍

②収益事業：①や③を行うための収益を得るための事業。

（例：法人が所有している不動産を活用した賃貸業、駐車場経営、公共施設での売店経営 etc…）

③公益事業：社会福祉に関連する公益的な事業。※得た収益は法人内の社会福祉事業や公益事業に充てる👍

④地域における公益的な取組：2017年の社会福祉法改正で責務になったもの👍👍

（1つの法人での取り組みでもいいし、複数の法人で一緒に何かをしてもOK👍👍）

「地域における公益的な取組」とは…生活に何らかの支援を必要とする人に対して、無料又は低額で提供される福祉サービス

〔例〕高齢者の住まい探しサポート：引っ越しをしたい高齢者と空き家を貸したい不動産屋のマッチング、入居後も引き続きの生活支援

ふれあい食堂：みんなが気軽に集える場所を作り、地域で孤立している住民の孤独感を解消したり、住民同士のつながりを構築したり🏠👥👥🏠👥👥

雇用情勢の悪化による失業者へのサポート：複数の法人での相談支援、食料の配布など

●社会福祉協議会（問題 32、36）国試ナビ（社 2023）P.86/（社 2024）P.88🔍📌

⇒「社協」という存在そのものが、社会福祉法に規定されている組織です👤👉👈…?

◇ 1949年 GHQからの六項目提案…6つのうちの1つが、社会福祉協議会の設置

◇ 1951年 社会福祉事業法（現・社会福祉法）制定

- ・全国社会福祉協議会（東京に1か所）が規定
- ・都道府県（指定都市）社会福祉協議会（全国で67か所）が規定

《現在の役割の例》

日常生活自立支援事業&生活福祉資金貸付の**実施主体**

**運営適正化委員会**（福祉サービスの利用者からの苦情解決の場）の設置

◇ 1962年 社会福祉協議会基本要項の策定

**住民主体の原則**

コミュニティ・オーガニゼーションの方法を地域社会に適用することが社協の基本機能だ！  
社協＝住民福祉の増進を図る**民間の自主組織**

◇ 1979年 在宅福祉サービスの戦略…在宅福祉サービスを積極的に推進するゾ！

社協＝在宅福祉サービスの供給システムにおける**民間の中核**

◇ 1983年 社会福祉事業法（現・社会福祉法）改正

- ・市町村社会福祉協議会（全国で1839か所）が規定

《現在の役割など》

日常生活自立支援事業&生活福祉資金貸付の窓口

地域福祉活動計画…約7割の社協が策定👤

区域内の福祉関係事業者の過半数が参加

市役所などの職員が役員になる場合は、役員総数の**1/5までOK!**

◇ 1999年 地域福祉権利擁護事業の開始（2007年～日常生活自立支援事業に名称変更）

◇ 2000年 社会福祉事業法が社会福祉法へ…市町村社協の目的は地域福祉の推進にアリ👤！

●ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン（問題 33）

⇒最近の話題のひとつですね👤

・ひきこもり＝6ヶ月以上🏠👤📺📺📺📺📺📺

・ひきこもりの評価…長期的に関わること、精神疾患の有無についてちゃんとみることが大事

・ひきこもりへの支援…本人と周囲の状況の全体的な評価に基づく多次元モデル👤

複数の専門機関による多面的な支援👤👤👤👤👤👤

（多くの場合は）①家族支援👤②本人への支援

アウトリーチ型の支援が有効👤

[🔍おまけ：ひきこもり支援センター 国試ナビ（社 2023）P.233/（社 2024）P.240🔍📌]

⇒8050問題とかでしばしば注目されるやつです🏠

- ・都道府県及び政令指定都市ごとに設置
- ・2名以上のコーディネーターを配置（1名以上は社会福祉士等の有資格者）
- ・業務：相談👤&訪問👤、ネットワークづくり、居場所づくり

●ヤングケアラー支援（問題 33）

⇒最近の話題のひとつですね☺️（2回目）

18~30代は「若者ケアラー」というらしい☺️

- ・ヤングケアラー＝本来は大人がすべき家事や介護などを日常的に行っていることも（～18歳）
- ・ヤングケアラー支援体制強化事業…令和4年4月～

【目的】

ヤングケアラーと適切な支援が必要な18歳以上の若者の早期発見、支援体制の強化

【実施主体】

都道府県及び市区町村（社会福祉法人等に委託OK👌）

【事業内容】

- ①ヤングケアラーの実態調査&関係機関等の職員研修
- ②支援体制構築事業…コーディネーターの配置、支援者団体の支援、サロンの設置や運営、外国語対応通訳派遣支援 etc…

●生活福祉資金貸付（問題 33） 国試ナビ（社 2023）P.141/（社 2024）P.147🔍★

⇒そんなに難しい内容ではないので、ここでしっかり押さえておきましょう☺️🔍★

実施主体 都道府県社会福祉協議会

窓口 市町村社会福祉協議会

日常生活自立支援事業も同じ！

対象世帯 ※外国人世帯も対象👤

- ・低所得世帯：住民税非課税くらいの所得（資金の貸付と必要な支援で独立自活ができそうな世帯）
- ・障害者世帯：障害者手帳を交付された人などが属する世帯
- ・高齢者世帯：65歳以上の人属する世帯

給付の種類

- |   |   |                             |
|---|---|-----------------------------|
| ①総合支援資金…生活支援費<br>住宅入居費<br>一時生活再建費               | } | 利子なし（連帯保証人なしの場合は年1.5%の利子あり） |
| ②福祉資金…福祉費<br>緊急小口資金                             |   |                             |
| ③教育支援資金…教育支援費<br>修学支度金                          | } | 利子なし                        |
| ④不動産担保型生活資金…低所得者高齢者（65歳以上）向け<br>要保護高齢者（65歳以上）向け |   |                             |

💡①～④を同時に貸し付けることもOK👌👌👌

💡ピンクの2つ…連帯保証人なしでOK（他は原則連帯保証人が必要！）

💡青字の4つ…生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が貸付の要件👉

●生活困窮者自立支援法（問題 33） 国試ナビ（社 2023） P.140/（社 2024） P.146 🔍 ✨

⇒生活保護に至る前の段階での支援強化！ということで平成 27（2015）年に開始 📅 ✨

🔗生活困窮者の定義

要保護者以外の生活困窮者（このままでは生活保護の支給に至りそうな人）

🔗実施主体

福祉事務所を設置する自治体

※福祉事務所未設置の町村は… 📍 ?⇒都道府県と連携して、この事業を利用できるようサポート 📞

🔗必須事業

・自立相談支援事業…主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を配置（資格要件の規定なし 📄）  
社会福祉法人や NPO 法人などへの委託も OK 📄

〔業務内容〕

📞 生活困窮者への相談対応、情報提供、助言

📄 就労訓練事業の利用につなぐ

📄 自立支援計画の作成及びそれに基づいた支援

・住宅確保給付金…離職等により住宅を失った生活困窮者にたいし、家賃相当を支給 📄  
原則 3 ヶ月、最長 9 か月 📅

🔗努力義務

・就労準備支援事業…被保護者向けの事業よりも、こっちが先 📄 ✨

厚生労働省的には、

＊被保護者就労準備支援事業

＊就労準備支援事業（生活困窮者自立支援法に基づくもの）

の 2 つは一体的にしても良いことにしているようです 🔍 📄

・家計改善支援事業

🔗任意事業

・一時生活支援事業…住居のない生活困窮者に対し、一時的に衣食住を提供（最長 3 ヶ月）

・子どもの学習、生活支援事業

🔗民間企業などが実施する事業

就労訓練事業…中間的就労として、就労の機会、就労に必要な訓練などを提供する 📄

この事業を行う事業所は、都道府県知事からの認定が必要 📄

🔗支援会議

都道府県等は、関係機関などの団体により構成される会議を組織することが出来る

国庫負担  
3/4

国庫補助  
2/3

●日常生活自立支援事業（問題 33） 国試ナビ（社 2023）P.161~/（社 2024）P.167~Q★

⇒ラッキー問題😊💡

【超ざっくりな概要】

福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を自分ひとりでするのは難しいから、誰かにサポートしてもらいたいという気持ちがある人を、契約に基づいてサポートする制度。

【ポイント】

- **実施主体**：都道府県社会福祉協議会  
⇒事業の一部を市町村社会福祉協議会に委託することも OK💡  
(委託を受けた市町村社会福祉協議会＝基幹的社会福祉協議会)
- **窓 口**：市町村社会福祉協議会
- **対 象 者**：認知症や障害などにより判断能力が不十分ではあるが、日常生活自立支援事業についての内容を理解し、市町村社会福祉協議会との契約を結ぶだけの理解力等はある人。
- **支 援 者**：専門員（市町村社会福祉協議会において支援計画を作成する）  
生活支援員（支援計画に基づきながら金銭管理のサポート等を行う）
- **援助内容**：福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理（預貯金の引き出しなど）、定期訪問による生活状況の把握、その他日常生活上の行政手続きなど
- **利 用 料**：1,200 円/回程度（都道府県により異なる）※生活保護受給世帯は無料
- **関係組織**：契約締結審査会（都道府県社会福祉協議会に設置され、対象者に契約を結ぶだけの理解力等があるかどうかを審査する）  
運営適正化委員会（苦情受付の第三者機関）

●市町村地域福祉計画…と地域福祉活動計画（問題 34）

⇒「福祉行財政と福祉計画」でも出てくるやつです😊📄

	地域福祉活動計画 国試ナビ（社 2023）P.86Q★ （社 2024）P.88Q★	市町村地域福祉計画 国試ナビ（社 2023）P.187Q★ （社 2024）P.195Q★	都道府県地域福祉支援計画 国試ナビ（社 2023）P.187Q★ （社 2024）P.195Q★
策定機関	社会福祉協議会	市町村	都道府県
根拠法	—	社会福祉法	社会福祉法
策定義務	任意	努力義務	努力義務
計画期間	任意	3～5 年くらい（自治体の判断による） ※定期的に調査、分析、評価を行うよう努め、必要に応じて計画を変更	
策定率	約 7 割の市町村 （平成 30 年度）	81% （令和 2 年）	100% （令和 2 年）
策定事項	地域の实情に合わせて、 みんなで考えよう😊 （定めるべき事項の 規定なし👉）	👉地域福祉の推進に関する事項を… ①高齢者、障害者、児童その他の福祉に共通して取り組むべきこと ②福祉サービスの適切な利用推進 ③福祉事業の健全な発達 ④住民の参加促進  ⑤地域生活課題解決への支援が包括的に提供される体制の整備	👉広域的な見地から、市町村の支援に関する事項を… ①高齢者、障害者、児童その他の福祉に共通して取り組むべきこと ②市町村の支援に関する基本方針 ③福祉従事者の確保と資質の向上 ④福祉サービスの適切な利用推進と福祉事業の健全な発達のための基盤整備 ⑤地域生活課題解決への…の整備の実施の支援

●重層的支援体制整備事業（問題 35） 国試ナビ（社 2023）P.84/（社 2024）P.86🔍📌

⇒3枚目を…🔍📌

●特定非営利活動法人（問題 36、38） 国試ナビ（社 2023）P.253/（社 2024）P.259🔍📌

⇒「NPO 法人」というと、とても馴染みのある響きに感じられるのは私だけでしょうか…🔍📌

- ・所轄庁：都道府県知事（または指定都市市長）
- ・役員：理事 3 名以上、監事 1 名以上 ※報酬を得る役員は役員総数の 1/3 以下
- ・活動：保健、医療、福祉、社会教育、まちづくり etc…20 分野  
⇒主たる活動に支障がない範囲で営利活動も OK🔍📌ただし、利益は主たる活動の運営費等にまわすこと🔍📌！
- ・認定 NPO 法人への寄付：寄付金控除などの税制上の優遇措置あり
- ・法人数：2017 年ごろをピークにちょっとずつ減っている📉

●民生委員と保護司（問題 36） 国試ナビ（社 2023）P.210/（社 2024）P.218 🔍📌

⇒歴史的な成り立ちから現在の制度まで、ちょこちょこ出題される。

【民生委員（民生委員法）】

- ・厚生労働大臣の委嘱を受けた、非常勤特別職の地方公務員
- ・任期：3 年（途中で変わった場合は前任者の残任期間）
- ・市町村ごとの人数や配置：都道府県の条例で定める
- ・指揮監督：都道府県知事
- ・給与：なし（あくまでの民間の篤志家的な存在なので、めちゃくちゃ責任の重いことはお願いできない…）
- ・守秘義務：あり
- ・民生委員協議会：一定の区域ごとに組織🔍📌民生委員の職務に関して、関係各庁に意見できる🔍📌

【児童委員（児童福祉法）】

⇒民生委員になった人は、自動的に児童委員も兼務🔍📌

【保護司（保護司法）】 国試ナビ（社 2023）P.166/（社 2024）P.174🔍📌

- ・法務大臣の委嘱を受けた、非常勤の国家公務員
- ・任期：2 年
- ・人数：52,500 人を超えない数（保護司法）  
⇒令和 3 年は 46,358 人で、年々減少傾向（男：73%、女：27%、平均年齢 65 歳）
- ・指揮監督：地方更生保護委員会、保護観察所
- ・給与：なし
- ・守秘義務：あり
- ・保護司会連合会：県毎に組織（北海道はデッカイドウなので保護観察所毎）

●生活支援コーディネーター（問題 40） 国試ナビ（社 2023）P.77 /（社 2024）P.79🔍📌

⇒別名：地域支え合い推進員

根拠法：介護保険法

所属：地域包括支援センター、市役所、社協 etc…（市町村によるけど行政側の人材であることは確か🔍📌）

役割：高齢者が暮らしやすい地域づくりを…🔍📌

●共同募金（問題 38）国試ナビ（社 2023）P.87/（社 2024）P.89

現・社会福祉法

⇒赤い羽根…超頻出の定番問題なので必ず正答したい…!

- 1947年に「国民たすけあい運動」として開始、1951年に「共同募金」として制度化@社会福祉事業法
- 第1種社会福祉事業
- 共同募金を行っているのは、共同募金を行うことを目的として設置された社会福祉法人（共同募金会）のみ
- 募金の集め方：都道府県単位、戸別募金が50%超（町内会費とかから知らぬ間に収められていたり…）
- 集めたお金の使い方：配分委員会の承認を得たうえで、社会福祉事業を営む者のみに配分
- 配分委員会：募金活動前の承認&目標額設定、募金活動後の寄付金の配分先決定
- 準備金：寄付金の一部を積み立て、災害などの時に他の共同募金会（≡都道府県）に拠出OK
- 「寄付をしたことがある」という人の37%（第1位）は共同募金へ ※第2位は日本赤十字社
- 超頻出なのでオフィシャルな情報も要 check か…も?



●社会調査（問題 39）国試ナビ（社 2023）P.349~356 /（社 2024）P.355~362

⇒とりあえず基本を押さえておきましょう

- 質的調査…具体的な内容や状況を知りたいときの調査（グラウンデッド・セオリー、KJ法 etc…）  
典型的な調査方法⇒インタビューをして、そのインタビューで出てきた単語などを分析することにより、そこにある課題などを分析
- 量的調査…数を知りたいときの調査  
典型的な調査方法⇒「はい/いいえ」や「あてはまる番号に丸を付けて…」などの回答方法でアンケートをとって、その数を集計
- 面接技法…構造化面接（面接場所、質問内容などがカチッと決まっている。自由度低。）  
半構造化面接（面接場所、質問内容などがゆるく決まっている。自由度中。）  
非構造化面接（面接場所、質問内容などは決まっていない。自由度高。）
- アクションリサーチ…調査者、被調査者が一緒に取り組む調査方法。  
《例》より良い授業をしたいと考えている教師と、授業を受ける生徒が、一緒になって、「より良い授業の方法」について考える。  
（この場合、教師は調査者、生徒は被調査者）
- フォーカスグループインタビュー…特定の内容を調査するために、共通点のあるメンバーを集めて行うインタビュー

〔例〕

調査したい内容：その地域における保育施設の質の向上について  
集めるメンバー：その地域で未就学児の子を養育している保護者